

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等の規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について

令和6年2月15日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人1社・1件

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議			
1	別表 1.2.(19)ロ(ハ) (投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第3条1項19号に規定する表示の記載例)	記載例として①/②の二つを挙げて頂いておりますが、②で「原則」という表現を付記頂いた場合、①にも付して頂いた方が減損を行う可能性を考慮した文言になるかと思えます。 また、①と②で「評価額が異なっている」又は「評価額が異なる場合がある」と文末のニュアンスが異なっているようにも見えましたので、資料1-2の記載と併せて記載の整合性をご確認頂けますと幸いです。 (基本的に取得直後で取得価額=時価とみなせるようなケース以外は「評価額が異なる」場合が太宗かと認識しております)	貴重なご意見有難うございました。 ご意見を踏まえ、①においては、「～会計基準において原則取得原価をもって～」と「原則」を挿入したいと考えます。 また、②においては、最後の末尾を「～評価額が異なる場合があります。」を「～評価額が異なっております。」に修正したいと考えます。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。